

## 運転免許証記載事項変更手続き案内

(令和2年2月1日現在)

申請場所	県内の警察署(分庁舎を含む)及び奈良県運転免許センター ※住所地を管轄する警察署以外の県内の警察署でも手続きが可能 ※分庁舎(田原本・宇陀・御所・十津川・さくらの各分庁舎)
受付時間等	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 ----- ※ 土曜日、日曜日、祝日(振替休日)、年末年始(12/29~1/3)は受付をしません。
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 本籍(国籍等)、氏名を変更される方は、                          本籍(国籍等)記載の<u>個人番号(マイナンバー)</u>が記載されていない住民票の写し【提出】                          ※6ヶ月以内に発行のもの。コピーは不可                          ※氏名のみの変更は、本籍(国籍等)省略の住民票でも可。</li> <li>・ 住所を変更される方は、                          新住所が確認できる<u>個人番号(マイナンバー)</u>が記載されていない住民票の写し、                          個人番号カード、健康保険証等【提示】                          ※コピーは不可。通称名は不可。                          ※住民票の写しは、6ヶ月以内に発行のもの。                          ※通知カード不可                          ※外国籍の方は、在留カード・特別永住者証明書等</li> <li>・ 氏名に旧姓を併記される方は、                          旧氏が記載された住民票の写し又は旧氏が記載された個人番号カード【提示】                          ※住民票の写しは、6ヶ月以内に発行のもので個人番号(マイナンバー)が記載されて                          いないもの。(コピー不可)</li> </ul> <p>※ 手数料は不要です。</p>

### 注意事項

- 1 免許証裏面に変更事項を記載します。ただし、ICカード免許証の本籍(国籍等)は運転免許証裏面には記載しません。ICチップに本籍を追記します。  
 免許証表面への変更事項の記載を希望される方は、再交付申請を行ってください。
- 2 ICカード免許証で、免許証裏面に「IC手続き未済」の押印のある方は、運転免許センターまたは警察署で、ICチップの追記を行ってください。
- 3 更新と同時に手続きができます。更新申請受付時間内に手続きしてください。
- 4 県外に転出された方は、奈良県内の警察署・奈良県運転免許センターでは記載事項変更の申請ができませんので、転出先の公安委員会へお問合せください。
- 5 代理人による記載事項変更の申請は、申請者の同居の親族に限って手続き可能です。ただし、委任状が必要です。

### 問い合わせ先

奈良県警察本部交通部運転免許課

〒634-0007 奈良県橿原市葛本町120番地の3

TEL : 0744-22-5541

FAX : 0744-22-5685